

全員協議会次第

令和 2 年 1 2 月 8 日
全員協議会室 9 : 2 9 ~

1. 開 会 (9 : 2 9)
落合事務局長
2. 挨拶
井田議長
3. 協議事項
(1) 意見書の調整について
4. 報告事項
(1) 総務常任委員会
(2) 議会広報広聴常任委員会
5. その他
6. 閉 会 (1 1 : 5 3)
小松副議長

令和2年12月8日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 内藤美佐子
議長 井田和宏

議員 鈴木淳
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
副議長 小松伸介

欠席議員

議員 山口正史

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 落合行雄
事務局書記 山田亜矢子

事務局書記 小林忠之

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前 9時29分）

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。昨日をもって13名の皆さんの一般質問が終了いたしました。一般質問、毎回定例会で行われるわけですけれども、また3月定例会、もちろん一般質問ございますので、ますますすばらしい一般質問ができるように、皆様方におかれましては調査研究をお願いしたいと思っております。

また、コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況でございます。三芳町66名ということになっておりますけれども、本当にこれ以上広がらないことを願うばかりでございます。議会といたしましても、そういった感染拡大防止に向けて、できることがあればやっていきたいと思っておりますので、改めて皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。

本日は、協議事項といたしましては意見書の調整、また報告事項もございます。恐らく今回が今年最後の全員協議会となると思っておりますので、今年1年間皆様のご協力に感謝を申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（落合行雄君） ありがとうございます。

◎意見書の調整について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に入りたいと思います。

まず、山口議員から欠席する旨の申出がありましたので、報告をさせていただきます。

それと、飲料水の持ち込み及び飲用を許可いたしますので、御承知をお願いいたします。

それでは、意見書の調整ということで進めさせていただきたいと思っております。意見書の調整については、これまで、ここ、字句等を修正したら賛成できるといった、そういった点において調整をしていたのですが、今回よりもうちょっと踏み込んだ内容について疑問をできるように許可をいたしますので、例えば考え方であるとか数字的な部分であるとか、そういった部分についても疑問の範囲を広げて調整を行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、提出順ということで、まず内藤議員より提出されました犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）について内藤議員より説明をお願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） それでは、皆さんおはようございます。今回意見書ということで、犯罪被害者支

援の充実を求める意見書というものをさせていただきます。

簡単に説明させていただきますと、2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者支援施策は一定の前進はしております。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備はいまだ十分にされていないということです。例えば被害直後からの公費よっての弁護士の支援を受ける制度や国による損害の補償制度といった財政支援を必要とする施策はいまだに実現していないということで、犯罪被害者の権利に対応して、国にたゆまず、国に支援施策の充実を求めるために出すものであります。

それで、「記」のところですが、1番で、犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じていただきたいということ。

それから、2番目として、犯罪被害者等補償法を制定して、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じてほしいということ。

3点目で、犯罪被害者の誰もが事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設することということで、ここは犯罪被害者の皆さんへの公的支援ということで訴えております。

4番目は、これは性犯罪、性暴力被害者のためということで、ちょっと一歩進んだものでございまして、病院拠点型のワンストップ支援センターを都道府県に最低1か所は設立していただき、そこには国によって人的、財政的支援を行っていただきたいというものです。

5番目が、地域の状況に応じて犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において犯罪被害者支援条例を制定して、金銭的な支援をしていただきたいというものです。

調整をお願いするところは5番目なのですが、三芳町においては犯罪被害者支援条例というのは平成13年にできています。ということで、町にあるので、ここは必要ないのではないかとということであれば、そこは調整は可能かなと思っております。ただ、国のほうに、これ全ての地方公共団体にこういう条例が必要でしょうということで訴えるものでありますので、できれば残してはいきたいのですが、やはり町に関係するものという意見書であれば、そこは皆さんのご意見に従いたいかなと思っております。

あと、もう一点、4番目のワンストップ支援センターなのですが、一応埼玉県には1か所あります。これは、委託をされている公社の埼玉犯罪被害者支援センターというのがあるのですが、そこに埼玉県の産婦人科医会と埼玉県警が連携をして、これも委託でやっているのですが、性暴力等犯罪被害専用相談電話、アイリスホットラインというのを設けております。ここに相談をしますと、例えば性犯罪ということであれば証拠採取というのを医療機関でしないといけないのですが、そういう医療機関のご紹介だとか、私が調べたところによると5つの医療機関しかないのですが、もしできればやっぱり病院拠点型にしていったほうがいいのかというふうに思っております。今のところ埼玉県は、県費で医療費の助成や、あと初期の弁護士相談の無料化という、そこら辺まではやっております。それから、特に性犯罪で関係のある24時間365日いつでも相談できる体制というのは県によって構築されておりますけれども、国に求めるのはやはり証拠採取がすぐにできるような病院拠点型のワンストップ支援センターにもう少し充実していくことが大事なかなと。埼玉県にありますけれども、そういうところもありますので、4番もそのまま書かせていただいております。皆様方のご意見いただきながら調整はしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

今の説明に対して質問がある方は挙手にてお願いしたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。

今説明いただいた4番についてなのですが、病院拠点型のワンストップ支援センター、これは非常に大事だと思います。と同時に、病院拠点型というふうに限らなければ、ようやく全都道府県に性暴力被害者のための相談支援センターができました。ただ、そちらも人的、財政的支援非常に、乏しいとまで言ってしまってはどうか分かりませんが、財政的に非常に、あるいは人的に苦しいところがあります。さらには、各都道府県1か所だけではなく、もっと増やすべきだというふうに考えます。何が言いたいかというと、病院拠点型ワンストップ支援センター設立のためだけではなく、そのほかの性犯罪、性暴力被害者のための今まである支援センターに対しても財政、人的支援が必要ではないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。ご意見いただきました。

大変重要だと思っております。現在、埼玉県にある支援センターも県が財政支援をしているということで、これ24時間365日相談体制取るのも大変だったのかなというふうに思っております。言葉をちょっと変えることで、この中に、例えば病院拠点型ワンストップ支援センターを埼玉県に最低1か所の設立及びその他の支援センターにおいても人的、財政的支援を行うことというような、もしそこら辺入れて皆さんがよしということであれば、私のほうとしてはそれは構わないと思っております。

あと、5番はどうでしょうか。本名さんから意見があるかと思ったのですが。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

4番については、私の希望なので、これ自体でも反対ではないのですが、そういうふうにしていただければ個人的にはなおいいかなと思いました。

5番については、これは確かに三芳町はもうできていますけれども、やはり三芳町だけの問題ではない、より多くの地方公共団体にこのような条例ができればいいと思いますので、私はこれはこれで構わないと思います。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 5番のところなのですが、地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施ということで、一応同じような意見書を出している方を調べますと、財政的に支援を行うことというのは多かったので、この地域の実情に応じた、現状的には財政、お金を補助、町だと3万とか10万とか15万とか20万とかありますけれども、それ以外に地域によってはどういうことをする。現状がどういうふうになればいいということなのか、具体的にはどういう感じなのか。財政支援以外に。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 難しい質問いただいて、地域の状況に応じた財政的なものとか、その地域の財政的なものというのですかね、例えば都内とうんと離れたところと金銭的なものがちょっと違う感覚もある

かもしれないし、地域の状況に応じていろいろあるのではないかなというふうに思うのですけれども、財政的だけではなくて、もしかしたらほかの要因もあるかもしれないということで、ここは地方公共団体にお任せするという形ではないかなと思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、話ししていたので、今の5番のところなのですけれども、三芳町議会って比較的意見書は活発だと思うのです。以前からこれが三芳町に関係するものかどうかという議論がされていて、これはよその自治体のことに関して三芳町が直接影響ないのに意見を述べるべきではないという形で反対になったりといった事例もあったと思いますので、ここに関しては一回ちょっと議会の中で話をまとめないと、その都度その都度で、これはいいよね、ほかの自治体のことだけれども、これは三芳町に関係ないから言うべきではないよねと毎回2つの基準があるとこんがらがるといふか統一感がなくなってしまうと思うので、一度話まとめたほうがいいのではないかなと思うのですが、これは議長ですか。

〔「内容について」と呼ぶ者あり〕

○議員（鈴木 淳君） 内容というか、他自治体のことに関して三芳町議会として。

○議長（井田和宏君） 意見書を提出する基準、町の公益に関わる部分ということが大前提ですよ。ここには、必携とかにはもちろんそれは書いてあるのですが、それがそのときの提出された意見書によってその基準がばらばらになっている。ばらばらというか、判断基準が例えば……

○議員（鈴木 淳君） そうですね。他自治体にお任せするという形だったので、それを他自治体のこと、作りなさい、作ったほうがいいですよというのも三芳町が述べるというのが今までの話の流れからいくとどうなのかなとちょっと。

○議長（井田和宏君） 過去には、これは町の公益に関わらないから意見書としてふさわしくないという判断をしていたという……

○議員（鈴木 淳君） という意見もあったので。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございます。

意見書で関わる関わらないというので自分が判断しているところは、犯罪被害者というのはどこの地域にもいらっしゃるということと、例えば今まで私が反対してきたものについて、例えば辺野古への移設というのは私たちには余り関係のないことかなということで反対をしたり、いろいろあります。ただ、出された方にとっては、辺野古移設だとか福島原子力発電所ですかね、そういうものについてもその地域の方だけではなくて、これは全ての国民に関係あるのだということをおっしゃる方もいらっしゃるのです。どういふふうで考えるか、そのときそのときの議員のスタンスみたいなところで考えてはきたのですけれども、この三芳町議会として何か一本筋を通していくということであれば、それに私は反対したりはする必要はないと思っています。例えば三芳町にもう条例ができていふから、全国的にはまだできていないけれども、三芳町にはあるからこの文言はもう要らないということであれば、それはそれで三芳町の議会としての意見書の出し方ということで一律化されるのであれば、それはそれで私も全く同意はさせていただきます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私も意見書全体に関して決して反対するものではなく、ちょっとこのところが今までの流れを見てきてどうなのかなというちょっと疑念があったので、質問させてもらいました。

あと、話変わりました、記の1のところなのですが、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じることということで、こちら提出者、内藤議員のほうは、具体的にはまたそのとき決めていくことだと思うのですが、どのようなところまで踏み込んで、損害回復の実効性を確保するための必要な措置というもので、どのようなものを想定されて、この文言を入れたのか。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるように、損害回復の実効性を確保するための措置、必要というか、必要というのはいろんな必要なものがあると思うので、ただ言葉を入れただけです。だから措置を講じてほしいという、それだけです。賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための措置を講じていただきたい、それだけです。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 民事訴訟ですから、例えば損害というか、慰謝料とか、そういった判決が出た場合、加害者のほうがなかなか払わない、被害者がそういった判決が出てもらえないという事例があるので、例えば加害者や、また親族等に及んでまで資産とかの強制差押えとかまでできるような形に持っていくのか。それとも、そういった場合、国や県とか自治体とかが立て替えるとか、そういったところまで踏み込んだ措置なのか。そうでないと、どういった措置なのかなというのが分からなかったので、お願いします。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そういう法的なところはやっぱり専門の方々が決めるところだと思うのです。上のほうに例えばで入れています。被害直後からの公費によっての弁護士支援だとか、あと医療費も自分たちで払わなければいけないということや、あと国による損害の補償制度。補償制度の中身がどこまで広がるかというのを私がここまで広げるのを期待してというようなことはないです。そこはしっかりと法的なところを加味して、専門のところで話し合っていたらいい。そういう制度がまだできていないのでということで、制度を構築していただきたいという、そういう意見書になっています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 文読ませてもらって、例えばから続いているのが弁護士の支援ということで、記の3番でそういったことが具体的に述べられているのかなと。ずっと見ていくと、記の2、3、4、5について書かれていると思うのですが、こういったことを措置を講じましょうというのが1でまとめて言っているという形よろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そのように取っていただいて結構です。

○議長（井田和宏君） 今の鈴木議員から提案があった町の公益に関わるかどうかの部分の判断についてで

ありますけれども、今議員必携の公益という部分ちょっと読ませていただきますと、公益とは社会公共の利益をいい、その認定は、事件の内容、性質から見て、議会が個々具体の事件ごとに判断すべきであるというふうに書いてあります。ということは、出された意見書によってこの場でそういったことを判断するというので、今後はよろしいでしょうか。一律に考え方が違うと思うので、これが公益に当たる当たらないというのは判断できないと思いますので、この場でそれぞれの議員が判断をするということによろしいでしょうか。いいですか。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございました。

そうなりますと、出てくる意見書について個々の議員が、やはりこれは公益に関わる、またはこれは我が町には関わらないというのは自己で判断するということによろしいのでしょうか。そうしますと、今回から調整の場でうまく調整をして、いいものにできるものであればいいものにして、そしてなるべく通していくというような、そういう考えもあると思うのですが、5番について皆様方のご意見を伺いながら、せっかく出すものですので、これがあるからだめという方ももしかしたら中にいらっしゃるかもしれないので、やはり皆さんとこれだといいたい、そういう意見がしっかりいただければ出しやすいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） そうしますと、内藤議員の今おっしゃりたいことは、5番が町の公益に当たるか当たらないかの意見を下さいということですね。皆さんのほうから今の5番についてのご意見ございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。おはようございます。

この意見書に関して私も重要なことは思っています。今5番の記に関してなのですが、平成13年に三芳町では条例ができていて、ホームページも見せていただいているのですが、もし分かればですが、他自治体でこの条例が制定されているというところはどのぐらいの割合であるか、お分かりでしたら教えていただきたいと思えます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） すみません、それは調べてはいません。条例については、中身が犯罪の平成13年にできたものについては、中身まで踏み込んでよろしいでしょうか。性犯罪だとか、あと家族間の性犯罪だとか、そういうものについては三芳町の条例も使えないのですよね。これは、家族の犯罪については支援金が出ないです。だから、今後三芳町も性犯罪のことを考えると、ここら辺も考えていかなければいけないのかなというのをちょっと考えたりもするので、2004年に犯罪支援者基本法ができていますので、結構その頃からいろんなところで犯罪被害者支援条例というのは先進的なところは作られていると思います。ただ、中身については、性犯罪だとか性暴力というのが果たしてできるのかどうかというのはちょっと私もよくよくは調べていないのですが、性犯罪、性暴力が犯罪と認められて、警察に届けられて、警察で番号を振っていただければ、届出番号をいただければ支援金はいただけるというようなことも聞いているので、そこら辺がちょっといろいろと調査をしていかなければいけないし、中身についてどんな条例が各市町でできているのか、公共団体でできているのかというのは詳しく調べてみないと分からないと

ころです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

今、犯罪被害者支援条例というのは、中身が各市町でどのぐらい精密に作られているかというところはばらつきがあるということかなと思いますけれども、内藤議員のほうで、内容はともかく、犯罪被害者支援条例が全国的に他自治体でも一律にできてほしいという願いがあって5番が記されていると思うのですが、そうであれば三芳町では条例ができていうことであれば、当町ではできているが、他の地域では必要と思われるみたいな文言ではどんな感じなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 意見書は国に上げるものなので、うちの町はできているからというのは、それは書かないほうがいいと思います。それだったらもう全部取ってしまって、先ほど言ったように5番は省くと。うちはできているからほかのところも作ってという意見書はちょっと考えられないと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今のところで、5番のところ。いろいろ聞いて、全ての自治体とできるといいなという思いも分かりました。説明聞いていると、当町のほうでできているのは、例えば親族間の犯罪に関しては適用されないとか、それに関して、ちょっと時代を考えると変えてもいいのかなという思いもあるのかなと思いましたので、例えば5番のところで地域の状況や時代に合わせたとか、社会情勢に合わせた支援施策を実施するため、最後のほうの犯罪被害者支援条例が制定だけでなく、制定したところは改正というのですかね、できるように支援するとかにすればばっちり三芳町にも当てはまるのかなと思いましたが、どうでしょうか。もし組んでいただければと思います。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

文章をいろいろ考えていただいて、大変ありがたく思います。文章を変えることで、例えば鈴木議員はそうすると賛成するよと。でも、ほかの皆さんのほうで、そこまで変えてしまうとちょっと賛成できないよというのもあると思うので、これ調整の場なので、皆さんでここまでの書き方だったら大丈夫というところで調整していただくのが一番いいかなというふうに思います。今のご意見いただいたのをそのまま私として書き加えていいものかどうかは皆さん方からまたご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私は、今鈴木議員が言っていたような条例があるところは改正も想定して、今の時代に合った条例を制定するという、今おっしゃったような内容であればいいかなとは思いました。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

私自身もこの意見書に反対ではなくて、今の部分ですんなり自治体の得意技としては制定等で済むのだっ
たらそれだけでいいのかなと思うところもあるのですけれども。やはり先ほど言ったように意見書なので、
具体的にこうこうこうというのを列挙するよりはスムーズにいったほうがいいのかなと思っています。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） いろいろご意見いただき、鈴木議員からは、1番の必要な措置を講じることとい
う意味がちょっと漠然としているということでしたけれども、それもちょうと大きく捉えて下のほうに書か
れているということと、あと4番目の病院拠点型ワンストップ支援センターはこのまま書かせていただく
として、5番目のところなのですが、地域の状況や社会情勢に応じたというふうに書かせていただき、制定も
改正も同じようなものなので、改正という言葉は要らないかなと私は思っています。そのくらいの書き換え
でいかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） そういった内藤議員からご意見がありました。今の内藤議員の申出についてご意見
があれば。ないようでしたら、また本会議でももちろん質疑ができないわけではございませんので。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。今さっきマイク入っていなかったので、調整していただ
き、ありがとうございます。ぜひとも皆さんでこの意見書を通していただき、できれば討論もしていただ
ければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 4番なのですけれども、都道府県に最低1か所は設立しとありますけれども、最
低1か所というのは記さなくても、その都道府県に任せる。設立することはいいことなのですけれども、そ
ういったことで都道府県に任せていいのではないかと思うので、最低1か所というのは削除したほうがいい
かなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 先ほど本名議員にもお答えさせていただきましたけれども、最低1か所というの
は病院拠点型ワンストップ支援センターです。これは必ず1つ作ってほしいと。そのほかに公益財団法人で
したでしょうか。アイリスホットラインは。そういうところで民間組織と県が協力をしてやって、ほかのセ
ンターを作るといふのであればそれはそれでいいと思うのですが、やはり病院の拠点型というのがないと、
なかなかすぐに証拠採取などもさっと行えない。あと、これ性犯罪ですので、性犯罪で72時間以内に手術を
しないとやはり着床してしまうというような、そういうこともありますので、本当に病院がしっかりとつな
がっている支援センターにしてほしいという思いで書かせていただいております。幾つもあったらいいと思
いますが、国がそれ全部幾つも支援できるかどうか分かりませんので、最低1つは作っていただきたいとい
う、そういう願いです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 何回も言うようですけれども、都道府県のほうでそういうのを任せて、やっぱり
こちらから最低1か所とか、そういう必要性は分かります。ですけれども、こちらからそういう数の指定を、
こういうふうな1か所以上という指定をするのはどうかというふうに思いますので、それはその都道府県に

任せればいいのではないかということです。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 今、都道府県に任せているからこれがなかなかできていないのです。実は24時間365日の相談ができるところって、最初5県ぐらいしかなかったのです。今25ぐらいまで増えてはいるみたいなのですが、これも全部県に任せているからこうなっている。国で一本化しないからです。ということで、国にやっぱり責任を持って1つは作ってほしいということを訴えております。本名議員に聞いてください、そこは。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、内藤議員提出の犯罪被害者支援の充実を求める意見書（案）については以上とさせていただきます。

続きまして、提出順でいきますと、次は本名議員が提出されました選択的夫婦別姓制度の議論を深めることを求める意見書（案）についてですので、本名議員より説明を求めたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

選択的夫婦別姓制度の議論を深めることを求める意見書ですが、説明するまでもないですけれども、現状夫婦どちらかの姓を名乗らなければ法的にはいけないことになっております。それを別姓を選べる選択肢も必要であると、そのような議論を深めることを求める意見書です。

2018年内閣府が公表した世論調査、ほかにもいろいろ調査ありますけれども、ここでは内閣府の、国の調査ですから載せさせていただきましたけれども、選択的夫婦別姓制度導入に賛成、容認と答えた国民は66.9%、反対の29.3%を大きく上回っているということで、年々賛成、容認の率は増えております。それは、家族の多様性であるとか、女性の社会進出であるとか、そういった社会情勢の変化が背景にはあると思います。最高裁判所のほうでも2015年に判決で夫婦同姓規定、合憲とはしましたけれども、一方改姓によって一定の不利益を生じさせる可能性があることを認めて、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないというふうに、国会に議論を委ねました。この意見書案では、世論の変化、そして最高裁判決ということで、論点2点に絞らせていただきましたけれども、つけ加えるならば、例えば国連の女性差別撤廃委員会では再三選択制にするように改善を求める勧告が出されているとか、あるいは1996年に法制審議会において民法改正案が法務大臣に答申されたものの、このように背景、社会情勢としては選択的夫婦別姓制度を求める状況は整ってきているとは思いますが、しかしこのようになかなか法制化については進んでいないところであります。ですから、とにかく議論をさらに深めて、法制化に向けて動き出せばいいなというところでこのような意見書を出させていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいま選択的夫婦別姓制度の議論を深めることを求めることを意見書（案）について説明をしていただきました。

質問がある方は挙手にてお願いしたいと思います。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

まず、夫婦別姓を名乗るといふことなのですが、ご結婚されたときには戸籍上ではどういう登録をされるのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 戸籍上は、夫、妻、どちらかの姓を名乗ることが法で定められています。現状では夫の姓を名乗る夫婦が96%というふうに言われています。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 現状ではご主人のほうのお名前を名乗りますとおっしゃっていましたが、夫婦別姓制度を認めるという、戸籍の登録、ご結婚されたときは現状のままに登録をして、名乗るときは別々に名乗りますということではないのでしょうか。

あと、結婚されて夫婦別姓で名乗ったときに、生まれたお子さんはどちらの名前を名乗るようになるということも、そこまでの意見書ではないということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

民法で現状夫婦どちらかの姓を名乗るといふふうに規定されているわけですが。私が求めているのは、もちろんどちらかの姓を名乗ることもこれまでどおり構わないし、夫の姓を名乗っても妻の姓を名乗っても、さらに選択肢としてそれぞれが別の姓を名乗れるように民法を変える、そのための議論を進めてほしいということです。現状子供が姓が違ふということはありません。例えば離婚すれば、例えば奥さんのほうは昔の姓に戻る、あるいは戻らないような手続もありますけれども、あるいは国際結婚をすると、それぞれ別の姓を名乗ることもできるようになります。これまでも要するに親子で姓が違ふことがあるわけで、それが離婚とかそういうことではなくて、結婚の時点でそれぞれが別に名乗れるようにできれば、そのような形で民法を変えることができれば、そのための議論を進めてほしいということです。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

国のほうで男女共同参画基本計画を受けて、今月の1日から選択的夫婦別姓について特別委員会ができて話し合われているという話なのですが、いろいろ意見書を調べると制度化を求むることと深めるということとを求む意見書が出ているみたいなので、国のほうでやっていっても足りないという感じなのかお聞きしたい。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これまでも議論はいろいろされてきました。先ほども紹介させていただきましたけれども、例えば1996年に法制審議会が夫婦別姓を選択的に認める民法改正案を法務大臣に答申して、しかしながらその後議論が進んでいない。最高裁が国会に議論を委ねたけれども進んでいない。そういう現状があるために、今回の意見書ということです。ですから、ぜひそういう議論が行われるのであれば、それを法制化に向けて進めていただきたいと思ひます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

非常に大事なことと考え、拝見をしているところですが、今までもご説明にあったとおり、テーマとして掲げられ、議論をされてもなおかつ進まないという現状が継続される中であって、それを動かす、今細谷議員からは、委員会の設置もあって、これから議論がまたスタートするというようなお話もございましたけれども、なかなか前に進むスピードが迅速でないことを進めるように求めるときに議論を深めるという、そういうスタンスの意見書だと少し弱い感じがするのですけれども、その点はどのように考えられますか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そこら辺は進めるのがいいのか、あるいは深めるのがいいのか、ちょっと微妙なところかも知りませんが、これまでも議論はされてはきたのですけれども、実際問題進まないというのは、やはり日本の伝統とかいうところで根強く反対する方々もいるのですよね。ですから、いきなり法制化、確かに私も意見書いろいろ調べてみました。私のほうはこのように議論を深めるというふうにさせていただきましたけれども、法制化を求めるという意見書も多く上がっています。目的としては、ゴール地点は法制化なのですから、そこら辺のもっと議論をする必要も確かにあるというところで今回深めるということにさせていただいたのですけれども、どうなのでしょう。進めるというのが、そこら辺の文言はまた検討はさせていただきたいと思いますが、多く上がっている意見書を参考にすると、やはり法制化を求める、議論を深める、2つに分かれていると思うのですよね。なので、私は深めるという言葉を使わせていただいたという次第です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

私もこの意見書には賛成なのですけれども、例えば、今桃園議員が言ったように、もう少し国のほうに動きを求めるということであれば、例えば選択的夫婦別姓制度の法制化を視野に議論を深めるとか、法制化をしてほしいというところがメインになると思うので、そこをもう少し訴えるようにしたほうがいいのかというふうに思うのですが、どうでしょう。大事ですよね。タイトルのところに法制化を求めるための議論を深めることを求める意見書みたいにしたら、タイトルが変わると中身も変わるかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 分かりました。私も目的としては夫婦別姓制度の法制化なので、そのあたりは考慮というか、前向きに検討させていただきます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で本名議員が提出されました選択的夫婦別姓制度の議論を深めることを求める意見書（案）については閉じさせていただきます。

続きまして、小松議員が提出されました住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）について説明を求めたいと思います。

小松副議長。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうからは、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）ということで提出をさせていただきました。新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数が、厚生労働省によりますと、2020年の4月から9月までの累計支給件数が10万3,918件ということで、半年間で10万件を超えたということで、昨年度1年間のおよそ26倍になっているということで、当町においても、9月の社協だよりだったかと思いますが、住居確保給付金7件申請があったというようなことが書いてありましたけれども、当町でもそういった形で制度を利用されている方もいらっしゃるということで、本当に住まいは生活の重要な基盤でありまして、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化が喫緊の課題ということで、今回こういった意見書を出させていただきました。内容としましては、住居確保給付金の支給期間の延長であるとか、家賃水準の引上げ、またセーフティネット制度の拡充ということで、記の下に4項目入れさせていただきました。何かご指摘、またここはこうしたほうがいい、これも追加したほうがいいということがあればご意見をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 今、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）について説明をしていただきました。

質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

2番の住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度の拡充というのはどういうことを指しているのか教えていただきたい。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 家賃の低廉化制度の拡充ということで、住居確保給付金の支給金額もなかなかそんなに多くないということで、例えば公営住宅並みの家賃で住めるように拡充を求めるとか、内容としては個人的にはそのようなことを考えております。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 2番のところのセーフティネット住宅として登録し、転居することなく住み続けるということで、現在の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律というのを変えないといけないということなのではないでしょうか。セーフティネット法の中身を変えないとできないと思うのですが、そういうことでいいですか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 法律を変えなければいけないとか、そこまでは、すみません、自分も調べ切れていないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 現在登録制になっているというのが要配慮者の入居を拒まない住宅ということになっておりまして、私なんかも賃貸をやっている関係で、住んでいるところがそのままセーフティネットになれば一番いいのかもしれませんが、家賃がやっぱり今の現状の法律より相当高くなると思うのです。今許さ

れている3万円とか何万円だか分からないですけども、そういったものを例えば大家さんに対して補助していただくとか、そういう形ではないと、急に今住んでいるところを、今まで登録制だったものに対して、出ていってくれというわけではないですけども、何かしらの補助がないと現在の法律では難しいように感じるので、そういったことも加えていただければ、言っていること分かります。現在の登録制になっているというのが、そういう方を断ることがない住宅ということで設定されたと思うのです。それで、よく分からないけれども、コロナの関係とかいろんな関係があって、急遽すごく困ってしまって家賃が払えないとか、そういった方に補助をしたり増やすというのは分かるのですが、国のほうのある程度の住める値段の基準というのが決まっている中で、その差額に対して何かしら、そのままセーフティネット住宅にしろといっても、なかなか貸している人の立場からすれば非常に難しい問題もあるのかなと思うので、そういった方に配慮して、そっちに例えば補助金を出すとかいう形ではないと、単純に住んでいるところをそのままセーフティネットにしろというのは難しい部分があるので、法律改正も含めてやるべきではないかなというのが意見だったのですが、すみません。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） セーフティネット制度を入居を拒まない形にするということ、貸し主の、大家さんのほうですね、やはり抵抗があるということで、様々な家賃の未納の問題であるとか、高齢者の方が入居された際には孤独死の心配があるとか、そういったことがあるので、なかなか登録が進まない状況というのは、今細谷議員がおっしゃったようなことが内容かなというふうに思っています。そのままセーフティネット制度住宅としての登録というところで、一つの目的はここに書いてあるとおり、低廉化制度の拡充ということで、国からの補助ができるようにしていただきたいということで内容を入れさせていただきましたけれども、そういった貸し主さんの不安を解消する何かほかの別の手当て、住居確保給付金というのもありますけれども、それはこの延長というところに入れさせていただいておりますし、具体的な何か文言があれば教えていただけるとありがたいかなというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 最初に質問した低廉化制度の拡充という部分が補助金を多くしてくれという意味なのかどうか分からなかったのですが、どういうことですかというのを最初に聞いたのですけれども、そういった補助があれば貸す人のほうにも心配がないのかなという部分もあるので、やはりそっちとセットにならないとなかなか現実的にそういう状況で貸しますよという方も増えないというのは当たり前というか、そうなってしまうのかなという部分は、皆さんボランティアでやっているわけではないので、そう思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 何かここにどういったことを足したらいいとか、案があれば教えていただけるとありがたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 細谷議員、何かありますか。今。

○議員（細谷光弘君） 具体的に言われても分からない……

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。すみません。

低廉化制度と言われたので、それが自分もよく分かっていないのですけれども、低廉化制度に対してもう

ちょっと基準を上げるとか、そういう意味なのかなと思って、最初拡充するというのはどういうことなのか。制度の拡充というよりは、中身をもうちょっと書いて、制度をどうしてほしいのかというのが分かりやすいほうがいいのかと思って、一番最初の質問というのは、拡充というのは何を指しているのかが、家賃を上げるのか、貸す人に対しての補助金を上げるのか。今の基準のセーフティネットの最低額を単純に上げるといったことなのか、全体なのでしょうけれども、すみません。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、まず今のところなのですけれども、そもそもセーフティネット制度というのとこれとはそもそも趣旨が違うのではないかと思います。それに当てはめようとするとう無理があるのではないかと思います。けれども、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 無理があるという。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

セーフティネット住宅につきましては、先ほど細谷議員から説明があったと思うのですけれども、借りるときに、大家さんは今まで拒んでいたものを、そういうことがないようにということでこういう制度ができて、登録してある住宅だと借りられるという制度だと思うのですよね。ところが、これが住んでいて、収入がなくなるおそれがあるということで、それを住み続けられるようにするために登録するというのは制度としての趣旨が違うのではないかと思います。なので、それを当てはめようとするから無理があるのではないかなと思うところなのですけれども。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 確かに、今おっしゃられるとおり、セーフティネット制度というのは入居を拒まない制度ということで、普通に賃貸として借りられた住宅をそのままセーフティネット制度と。ここで言いたいのは拡充ということで、公営住宅並みの家賃にしていきたいというところで拡充ということを入れさせていただいたのですけれども、なかなか登録が進まないという現状もありますし、そこで大家さんのほうに理解していただくというのはなかなかこの制度が進まない理由にもなっているかなというふうに思うので、確におっしゃられるとおり、ここを一緒にするというのは、確かに無理があると言われればそのとおりかもしれないです。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あと、もう一つ問題としては、連帯保証人制度というのがあると思います。連帯保証人、民法変わって連帯保証人の範囲というのが変わってきたと思います。ただ、そうなってきても、連帯保証人がいないからとか、いても認められないとか、そういったこともあって、特に課題のある人たちというのが住み続けられなくなってくるということも出ているようです。なので、そういったことも含めて検討しないと、そもそもこっちは民法の話になってくるのですけれども、今いるところに住み続けるということを目的にするのであれ

ば、もう少し視野を広げないといけないのではないのかなと思うところがありますが、連帯保証という制度についてはどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 制度についてですか。家賃債務の保証料ということで、連帯保証人を設けないで入居されるという今ケースも、お金は払いますけれども、という制度も出てきて、そういった形で入居されている方もいらっしゃるし、保証人の在り方というのも大分変わってきているのかなとは思っております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、在り方というのは変わってきていると思うのですが、こういったことにはまだ対処はできていないですし、連帯保証人自体が連帯保証人としての体をなさないということも出てくると、違う人を見つけてくれとかいう話が出てくると金で解決するというだけでは収まらないこともあるのですよね。そうすると、ちょっと条件に合わなくなってくるというのが出てくると、それはそれで困っている話なので、それはちょっと置いておきます。

1番のほうの住居確保給付金について伺いたいと思うのですが、支給期間の延長、今最長9か月です。これを延長すべきというところは、どういうことから延長すべきという話になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 説明のほうにもありますとおり、新型コロナウイルスの影響が長期化しているということで、なかなか家賃の支払いも悩む方がいらっしゃるということで、支給件数も増えている。そんな状況も見ながら、ここにも、1の最初に書かせていただきましたけれども、利用者の実態調査、厚労省が今やっているそうなのですが、そういったニーズをまず把握することが大事だろうということで、それも見ながら、3か月延長、延長で9か月ということになっていきますけれども、コロナが長期化しているので、併せて延長ということで入れさせていただきました。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

住居確保給付金については以前からあって、4月の中旬ぐらいだったと思うのですが、そのときに範囲を拡充するという事になったと思います。なので、そこから起算するとまだ9か月を超える人っていないですよね。なので、それがまず必要がどうかというのと、もう一つ考えなくてはいけないのが、そのときに失業なり、フリーランスの人は仕事がなくなったりということをして9か月続けていてまだ改善されないうふうになっているということです。なので、9か月は9か月にして、状況が改善されなければ、例えば生活保護とかそういった形での支援というのが必要になってくる。要するに仕事ができないで大変なのは、家賃だけではなくて生活費そのものだと思うのですよね。なので、もっと家賃の保証だけではなくて、これはこれでとどめておいて、次にステップするためのものとして考えるべきだと思うのですが、9か月そのものはそんなに重要ではないというか、むしろずるずる、ずるずる延ばすよりは、一回区切って違う支援のほうを進めるべきだと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 確かに菊地議員がおっしゃるとおり、トータル的なサポートというか、そういったところが必要になってくるかなというふうに思います。ただ、今回意見書として上げさせていただいているのがこういった住まいと暮らしの安心を確保するというので、まずは住居に対する支援がというところでの給付の支給の延長というところを、今コロナウイルスなかなか終息が見えないというところで、9か月ですので、4月からですと、1月かな、なのですけれども、期間の延長をまずはここで入れさせていただきました。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

住居だけあれば安心というわけではないけれども、これは住居に関する意見書だからこれだけだという話だと、それもどうかかなと思うのですよね。結局それで安心は生まれないわけですよね。

あと、住居確保給付金について言うと、そもそものハードルが高いわけです。申請するに当たって。三芳町では先ほど言った7件という話がありましたけれども、今10件です。去年までは利用者ゼロがずっと続いていたということです。このことを考えていうと、そもそもの申請するときほとんど生活保護すれすれみたいな形での基準ではないといけないので、これがあって住居確保できるかどうか。それだけでは疑問というより、むしろ違う福祉の支援のほうが実効性があるのではないのかなというところで、三芳町ではそういう現状があるのではないかと思うので、1の最後にあるより使いやすい制度というのがどういうことなのかというのもよく分からないので、1に書いてあること自体がちょっとよく、これで救われるのか、支援できるのかという疑問になるのですけれども。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 生活そのものを底支えするにはやっぱり様々なサポートが必要だなと。菊地議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、今回住まいと暮らしの安心を確保するというので、この意見書を上げさせていただいておりますので、期間の延長であるとか、また支給額がなかなか少ないというところもありますので、それが近傍同種の住宅の水準への引上げというところで、ここ2点こういった形でより使いやすい制度に見直していただきたいということで入れさせていただいております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

近傍同種というのを今言われてよく分からないのですけれども、どういうことなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 相場の家賃というか、そういったところの同種の住宅の水準に合わせていただきたいということです。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに支給そのもの、世帯数とかということいろいろ決まっていますよね。地方自治体で決まっているわけですが、そういうことではなくて、要するに近傍同種、周りの家賃の水準と合わせるだけの給付をしろとなると、必ずしも上がるとは限らなくなると思うのですけれども、どうですか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 自分もちょっと三芳町の支給額を確認をさせていただくと、お一人住まいで4万3,000円、2人住まいで5万2,000円、3人から5人で5万6,000円ということで、決して高い水準ではないと思いますし、こういった、すみません、三芳町の状況を調べていないのですが、なかなかこういった相場で実際住める物件というのも多分あるというふうに思いますけれども、やっぱりここは水準が安いと思いますので、それは引上げというところに入れさせていただいています。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちなみに、三芳町で木造のアパートで一人住まいであれば4万あれば十分住めるレベルではないかと思うのですが、決して高くもないし安くもない水準だと思うのですが、これを上げるとか下げるとかという話にはならないかなと思います。むしろ所得によってまた変わってくる、変わってくるというか、申請できるかできないかというのが出てくると思うのですよね。1人だと10万ちょっと以上あるともう申請そのものできないのですよね。それ自体がおかしいとは思いますが、そういったことではなくて近傍同種ということ自体がちょっと違うのではないのかなということで、町で考えるとそんなにこころは大きな問題ではないのではないかなと思っています。

もう一つ、3番目になりますけれども、空き家などの改修、登録に取り組む不動産事業者とあるのですが、これを支援するというのはどういうことになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） バリアフリーへの改修であるとか耐震化の改修であるとか、そういったところが今セーフティネット制度の中で補助が出ておりますけれども、そういった登録に取り組むということで、登録手数料がたしかかかる自治体があるということで、そういったところもあるところもあればないところもあるということで、そういったばらばらな状況もあるということで、そういった改修であるとか登録に取り組む不動産業者への支援強化ということで入れさせていただいております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは仲介する事業者が払うものなのか、そもそもそれは所有者に対する支援が必要なのではないのかなと思うのですが、不動産、宅建業者に対してなぜ支援がそういうので必要なのか。

○議長（井田和宏君） 意見書の調整続いておりますけれども、時間1時間過ぎましたので、休憩をさせていただきます。

(午前10時42分)

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

(午前10時50分)

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き意見書の調整を行いたいと思います。

小松副議長の答弁からスタートします。

小松副議長。

○議員（小松伸介君） 先ほどのご意見ありがとうございました。確かに不動産業者への支援というとなかなか違う部分もあるかなというふうに思いますので、連携強化という言葉を加えさせていただいて、それと貸し主への支援強化ということで変えさせていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。ありがとうございます。

では、最後の4番目になるのですけれども、基本的にこれは大家さんへのほうになるのかなと思うところがあるのですけれども、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援ということであれば、やはり住まわっている人のことを考えるべきであって、ここで必要になってくるのは、コロナの前とコロナになってから生活が一変していると思うのですよね。であれば、住んでいるところ自体ももっと違うところに変える必要があるとしても、変えるだけの費用がなくてできないという人もいます。なので、そういったことへの支援、例えば引っ越し代とかそれに係る諸費用というのを、そちらも何らかの形で支援策というのがあって長期的に生活を作る、人生の設計図ではないですけれども、そういうのが描けるのではないのかなと思うのですけれども、そういったことの支援というのもできれば加えていただけるとありがたいと思いますが。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだなというふうに思いますので、項目として追加をさせていただきたいと思います。

また、併せて、この貸し主さんへの補助というところはまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今の4番のところなのですけれども、そもそもこの項目の意味といいますか、恐らくこれ最初の意見書の前提というのは、今いるところに住み続けられるように、所得が急に減ってしまっても、例えば住居確保給付金で補うとかということなのかなと思ったのですが、残置物処分費用や原状回復費用というのはもう出ていかれた後の話ですよね。これを載つけた意図というか、理由というのを教えていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） ありがとうございます。意図ということなのですけれども、やはり登録が少ないというところで、先ほども申し上げたとおり、貸し主さんへの補助というか、そういったところも必要ではないかということで、未納リスクであるとか、孤独死されては困るとか、そういった形でなかなか登録が進まないという現状があって、少しでも貸し主さんの負担を軽減する必要があるのではないかということで入れさせていただきました。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ということは、貸し主側からすると、基本残置物の処分というのは当然住んでいた方の責務になりますけれども、そういうのを不動産会社で勤務している経験から実例でいうと、夜逃げしてしまう方もいると。そういった場合、残置物の処分は大家さん持ちになる。それとか、原状回復というのはどうしてもかかるものですから、そういった費用を国なりが多少なりとも支援しますから大家さん登録して

くださいねという意図での項目でよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 敷金を取らないケースもあるのかなというふうに思いますので、そういったところでなかなか原状回復が貸し主さんの負担になる場合もあるということで、基本はやはり出ていく際に現状回復していただくというのが基本かというふうに思いますけれども、そういったケースもあるということで、そういった場合には貸し主さんの負担軽減が必要なのではないかとということで入れさせていただきましたが、先ほど菊地議員からはまず入居するほうが大事だろうということがありましたので、ここはもしかしたら削除させていただくかもしれません。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、これで最後にします。

意見書のタイトル見ますと、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求めるということですが、お話の内容が全て賃貸住宅ということになっていると思うのです。これ持ち家の方で、例えばコロナの影響で収入が減りまして、住宅ローンの返済に困っている方もいらっしゃると思います。そこに関しては、今回の意見書では特に触れない。あくまでも賃貸でいくということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上をもちまして住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）については閉じさせていただきます。

協議事項については、3本の意見書の調整ということで、以上とさせていただきます。

◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項については、まず総務常任委員会より報告を求めたいと思います。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。総務常任委員会より1点だけなのですが、皆さんにご報告がございます。

まず、先日の初日の日、議会定例会終了後に皆さんに避難訓練のほう参加していただきまして、誠にありがとうございました。その中で、避難訓練終了後なのですが、引き続き総務常任委員会のほうを開催させていただきまして、その中で課題等を皆さんから御意見をいただいたところであります。また、直後ということもあったので、それ以外にも気づいた点があったら後ほどまたご報告のほうをいただきたいということで、委員のみんなに今宿題のほうを投げかけているところでありますので、課題の抽出、また問題等、今後委員会のほうで諮った上で、きちんとした進行表のほうを作成していきたいというふうに思っておりますので、またその進行表のほうができ上がり次第、また皆さんのほうに配付のほうをさせていただきたいと思っております。

総務常任委員会からは以上となります。

○議長（井田和宏君） 今の報告に対して質問のある方はお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で総務常任委員会からの報告を終了とさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会より報告を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

議会広報広聴常任委員会からは、まず11月の25日に、今年から始めている議会だよりモニターさんとの意見交換会2回目を行いました。1回目のときも一般質問の原稿等に関する意見もあったので、皆様に意見まとめたものだけレターケース入れさせていただいたと思うのですが、今回も多少一般質問に関する意見もありました。今日この後委員会もありますので、そこで協議した上で、場合によってはまた皆さんのレターケースのほうに意見取りまとめたものを入れさせていただくこともあるかと思っておりますので、ぜひ今後のご参考にしていただければと思います。

2点目が、定例会のポスターですが、定例会、予定どおりであれば今週末、金曜日で終了いたしますので、それが終わりました後はいつでもお取りできるだけ素早いポスターはがしのほうをお願いいたします。

続いて、3点目です。今定例会の一般質問の原稿の締切りは12月14日月曜日となります。前回か前々回かの全員協議会での報告のときに、年度等について、いつもはちゃんと指定して、令和何年度、平成何年度と入れていたのですが、余りそこはこだわらないようにすると。読み手のことを考えてというお話をしましたが、今回に限っては、やっているのが令和2年の12月、原稿というか議会だより発行されるのが令和3年の2月となりますので、そこら辺で年のずれも出てきますので、必ず年号をしっかりと入れろというわけではないのですが、そこら辺のご考慮も原稿作成の際にいただければと思います。

議会広報広聴常任委員会からは以上です。

○議長（井田和宏君） 議会広報広聴常任委員会より報告がありました。

ただいまの報告に対して質問がある方はお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、質問がないようですので、以上をもちまして議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（井田和宏君） 続きまして、その他でありますけれども、その他何か皆さんのほうからございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、私のほうから1点ございます。内容については、オンライン会議についてでございます。オンライン会議については、前回の11月の17日に行われた全員協議会の中で、最後に各会派から意見をまとめてくださいということでお願いをして終わったというふうに思います。内容については、検討事項を明確にするため、課題の整理であったり、通信環境の調査であったり、ハード、アプリについても意見があればということと、あとは要綱の修正や運用面についても意見があればということで、各会派で意見をまとめてくださいということで終わったと思います。その後、正副議長、正副議運の委員長の話の中で、オンライン会議に対する認識が皆さん違うのではないかとということで、そこを統一してからオンライン会議の協議をしたほうがいいというご意見がありました。確かにこれまでずっとやってきて、現状進んでいない状況であります。オンライン会議に対する認識がそれぞれ皆さん違うという部分もあると思いますので、そこはそうだなということで、意識の統一をさせていただいて、そこから改めてスタートしたいということでお願いをしたいと思っています。やはりどういったときにオンライン会議を行うのかという前提からでございますけれども、私の中では、これからますますコロナの感染拡大が進んで庁舎に皆さんが登庁できないような状況になったとき及び大規模災害等で委員会を行う際に委員が登庁できなかったような場合にオンライン会議を開催をできればというふうに進めてきました。ただ、そういった場合以外においては通常の形、例えば今まで登庁していただいて委員会を開催してきましたけれども、皆さんが役場に来られる状況であればオンライン会議はやらずに集まってもらうことが前提でございますので、そういった委員会開催をお願いをしたいというふうに思っていますが、まずこの共通の認識、私はこういうふうにオンライン会議が開催をする前提についてお話をしましたけれども、そのような認識でございます。皆さん違うということであればお願いをしたいと思えますし、そのような認識であればここからスタートさせていただきたいと思えますが。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

今の議長の話聞いて、私もこここのところ、オンライン委員会、オンライン会議の話というのが議長、副議長からも含めてお話がなかったので、どうなったのかなと思って心配していたところではありました。会派の中では、オンライン委員会のほうどうなったのかという話また協議というのは実際行ってはいたのですけれども、今議長の話聞いて1つ思ったのが、みんな多分認識一緒だと思います。オンライン委員会とかオンライン会議はそのようなときに開くというのは、それがなければ実際にオンライン会議とオンライン委員会って必要なくなるのかなというので、そこは皆さん多分共有されているのかなと思うのですけれども、ただ1つ、今疑問に思ったというか、議長の発言の中で思ったのが、前回の全協もそうですし、その前の全協もそうですけれども、結局皆さん共有できていなくて、ばらばらな意見を持っているから取りあえず会派に持ち帰って話をしようという話に前回もなっていると思うのです。それで、私たちもそのような話を実際会派で行うつもりでいましたし、それをちょっと待ってくれと、保留にするからという連絡は議長からいただいて、今それ保留になっているのですけれども、ここでスタートするということは、またゼロに戻して一からこれ協議を進めていくということですか。

○議長（井田和宏君） 今まで進めてきたのですけれども、そういったことの繰り返しの中で思うように進んでいないという現状があります。今日ここで開催する前提を皆さんで共有していただいて、その後いつま

で何を定めるかということをご確認をして、その方法についても全協でやるのか、それとも議運でやるのか。

久保議員。

○議員（久保健二君）　そういう話を今までできて、全協では結局話として收拾がつかない状況で会派に持ち帰って、会派ごとに今後どういうふうに進めていったらいいとか、アプリ一つにしてもどういうのが三芳にふさわしいのかというのを協議してくれというので前回持ち帰ったつもりでいたのです。それを今回、本来であれば今日のこの場で出し合って、今後三芳町としてこう進めていこうという土台づくりのためにまとめてくれというお話だったかと私は思っていたのですけれども、ここでまたそれを一からそういう話をしていくために会派で話し合ってくれという話にまたこれ戻るといことですか。

○議長（井田和宏君）　そこを確認してからもう一回スタートしようということでございます。よろしいですか。

久保議員。

○議員（久保健二君）　よろしいというか、それをやるということであれば全然、それは進めていくつもりで前回もいましたので、1か月前にいましたので、それは全然もうやることに対しては問題ないし、やれと議長のほうから申し入れがあるのであれば協議のほうしますけれども、同じことを繰り返しているような気がして仕方ないのです。この1か月間何だったのかなというふうに思いますし、結局今やろうとしていることは、前回ここではもう話がつからないから会派に持ち帰って、今後どういうふうに進めていくかを協議してくれというふうに言って持ち帰っていますし、まとめるつもりでもいましたので、そうすると前回のことと変わらないことを今回またやっといふに今言っているということで大丈夫なのですか。結局言われていることは一緒なのかなと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君）　今はまだ会派に持ち帰ってということまでお話をしていないですし、今は、この後皆さんにちょっと協議してもらいたいのは、このまま全協で協議を進めていくのか、それとも議運でやっていただくのか、それとも、ほかの自治体によっては、例えば特別委員会であったり、例えば有志というか会派の代表者が集まって協議を進めているところもございますので、どういった方向で、全協ではなくて、もちろん皆さんが全協がいいということであれば全協でありますし、ほかの協議をする場所で協議を進めることも少し考えてもらいたいなと思って、今日はそこを皆さんで協議をしていただきたいなと思っておりますが。

久保議員。

○議員（久保健二君）　すみません、私ばかりで。ほかの多分議員さんもみんなご意見あると思うのですけれども、全協でまとまらなかったではないですか。前回、前々回。それで会派に持ち帰って、前回もそうですけれども、まとめてきたものをこの場で報告を上げさせてもらったり、前回もその報告が出たけれども、それに対しての協議をした上で、やはりこの場では協議自体がまとまりがつかなかったというので会派に持ち帰るとい話だったのが、ここで今そういう話ししてみなければ分からないところもあるとは思いますが、話まとまるのですか。今までの流れとかあれを見ていると、ここで意見を出し合ったところでまた同じ結果になるのかなというふうに思うのですけれども。そのために会派に持ち帰って、今まで協議をして、今後どう進めていくかということをしてきたかと思うのです。この数か月。それでも議長がそうす

るというのであれば、全然それに従いますけれども。

○議長（井田和宏君） 話は進んでいないのは事実です。同じ話を多分2回、3回この場で同じことを言っていると思います。でも、進まないのが現状でありまして、全協でやることでこのまま進んでいくのかどうかも少し疑問がございますし、ちゃんとした協議をする場を作って、そこで協議をしたほうがいいのではないかということも……

○議員（久保健二君） いいですか。全協で話が見つからないから会派に持ち帰って、それを委員長も、まとまっていない話を議運に振られても協議のしようがないから、取りあえずまとめてくれという話もあったではないですか。そのために会派に持ち帰ってまとめるつもりで多分ほかの会派もいたと思うのです。それを一回協議自体をちょっと待ってくれという話があったから、今それ保留になっているだけの話であって、そこまとめないで今後この話し合いつて進めていけるのですか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午前11時11分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前11時49分）

○議長（井田和宏君） 今いろいろな意見が出ました。まとまらなかった部分もありますので、改めて正副議長、正副議運の委員長で協議してもらいたい内容をもう一回会派の代表の皆様にお伝えをします。その後、それをまとめていただいて、いつまでにとということもお伝えしますので、それを持って会派で検討していただきたいと思います。

今後の議運に諮問したいこともありますので、正直そんなに、3月までということで、余り時間もないことなので、ちょっと忙しいのですけれども、今後の予定としては、議員の感染拡大防止のための登庁ガイドラインを諮問しようと思っています。

もう一つは、押印の廃止について今後議会としてどうしていくべきなのか議運のほうには諮問したいと思いますので、この2点は今後議運のほうには諮問したいと思っていますので、今後のスケジュールとしてはそういうことになりますので、オンラインについては改めて会派の代表者の皆様にお伝えをして、協議していただく内容、期限等を含めてお伝えしますので、お願いしたいと思います。

今の件について何かございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議運の委員長としてちょっと補足をする、押印の廃止については、頭に一番浮かびやすいのは通告書です。ただ、押印を廃止するというだけではなくて、提出の仕方、前一度メールというのもあったのですが、それはなしになったのですが、今回こういう状況もあったので、そもそもオンライン手続について議会として何がやれるか、やるべきかということも含めて検討しないといけない。というのともう一つは、要望、陳情、あと請願、そういったことについても三文判廃止とかとなってくるとそちらのほうにも影響してくる。特に住民生活に関わってくることなので、そちらも早急にしないといけないというふうに考えています。

それと、諮問ではないのですけれども、3月定例会の休日議会の取扱い、やるかやらないかも含めて考えていかなければいけないということで、議運も結構忙しいなと思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに、よろしいでしょうか。今後こういったスケジュールで協議をしていくということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしますと、ほかに皆さんのほうからその他についてございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上とさせていただきます。

次回の全員協議会は1月の定例の全員協議会となりますが、19日が全員協議会となります。今回は1月の19日ということをお願いしたいと思います。

では、私のほうからはその他にも含めて以上とさせていただきます、事務局にお返しをしたいと思います。

◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） お疲れさまでございました。

閉会につきまして小松副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（小松伸介君） それでは、全員協議会ということで、早朝より大変皆様お疲れさまでございました。午前中いっぱいかったということで、協議が深くできたかなというふうに思っております。

オンライン会議につきましては、今後、正副議長、正副議運の委員長と協議の上で、また皆様にお諮りをさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

議会ももう少しでございますので、皆様体調を万全にさせていただいて、最終日まで臨んでいただければと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

(午前11時53分)